

## I、はじめに

### 長野市放課後子ども総合プラン事業は

- ①放課後の子どもの居場所として重要な役割・ニーズを担っている。
- ②職員に求められる専門性が高度化、多様化している。
- ③①と②に加え、本市の現状として、職員の高齢化など職員体制に課題があることなどから、本事業の変化するニーズに対応するとともに、課題の解決に向けて、市がより積極的に事業全体をマネジメントできる運営体制を目指す必要がある。

## II、どのような組織体が考えられるか

法人には大きく分けて社団型と財団型がある。一般的には社団型は人の集合で、財団型は財産の集合といわれる。それぞれの特徴は

### 1、社団法人型

人々が集まって何かやろうという活動を促進、支援するためのものであり、ガバナンスは集まった人々を会員とし、組織の運営資金は会員から拠出された会費が主体となる。会員は最高決議機関となる社員総会（法律上会員を社員という）を構成し、この社員総会で事業運営責任を負う理事と監事を選出する。理事及び監事には任期（一般的には2年～4年）があるが、会員（社員）には任期がなく自己の意思で脱退しない限り終期はない。

### 2、財団法人型

自分の財産を拠出し、この拠出者の意思に基づき、財産の運用処分を法人の運営者に任せるというものであり、評議員が最高決議機関である評議員会を構成し、この評議員会で事業運営責任を負う理事及び監事を選出する。

評議員及び理事、監事には任期（一般的には2年～4年）があり、任期満了とともに評議員、理事、監事は退任しその後それぞれの手続を経て、新たな評議員、理事、監事が選任（再任は可）されることになる。

### Ⅲ、他自治体における放課後子ども支援事業を行う組織の形態

#### 1、社団法人型

上尾市 － NPO法人  
岡崎市 － NPO法人  
盛岡市 － 一般社団法人



既存の法人等

#### 2、財団法人型

大阪市 － 一般財団法人  
明石市 － 一般財団法人  
武蔵野市 － 公益財団法人  
藤沢市 － 公益財団法人  
盛岡市 － 社会福祉法人  
西予市 － 社会福祉法人



市が主体で設置した法人



既存の法人

### Ⅳ、では、長野市はどんな法人組織形態を選択するか

今後、児童を取りまく環境は大きく変化していくと思われるが、これに対して放課後子ども支援事業で柔軟かつ迅速に対応してということが求められる。

このためには市の方針が柔軟かつ迅速に法人組織の運営に反映されやすい法人組織体が望ましい。

したがって任期のない会員（社員）が最高決議機関を構成する社団法人型よりも、最高決議機関も含め全ての構成員に任期のある財団法人の方が時代の変化に対応し、市の方針と一体となって組織運営を行っていくのに適していると思われる。

したがって社団法人型である一般社団法人、公益社団法人、NPO法人、株式会社は検討から除外した。財団法人型の組織形態としては社会福祉法人、一般財団法人、公益財団法人が考えられるので以下この3つの組織形態を比較検討する。

### Ⅵ、新法人設立に伴う課題

新法人設立に伴い社協より1000人程度の職員の転籍が予想される。

これに伴う実行上の課題、労働法上の課題の検討が必要となる。